

## 川崎市動物愛護センター市民活動コーナー設置運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内における、ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動（以下「市民活動」という。）を促進し、併せて動物愛護の気風を高めるため、川崎市動物愛護センター市民活動コーナー（以下「コーナー」という。）を設置し、その運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (活動)

第2条 前条の目的を達成するため、コーナーにおいて次の活動を行う。

- (1) 設備の利用に供すること。
- (2) 市民活動団体間の情報交換及び交流に関すること。
- (3) 市民活動支援に関すること。
- (4) その他、コーナーの設置目的を達成するために必要なこと。

### (設備)

第3条 コーナーの設備は、次のとおりとする。

- (1) 市民協働室1
- (2) 市民協働室2
- (3) 研修室

### (利用日時)

第4条 コーナーの利用日は、動物愛護センター開所日とし、利用時間は、9時から16時30分とする。

2 前項の規定に関わらず、動物愛護センター所長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

### (利用団体の活動)

第5条 コーナーを利用できる団体は、川崎市内でボランティア活動等、市民活動や公益性のある活動を主たる目的として活動する団体で、その活動が次の各号のいずれにも該当しないものに限る。

- (1) 政治、宗教又は営利活動を主たる目的とするもの。
- (2) 暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、動物愛護センター所長が不相当と認めるもの。

### (利用料)

第6条 コーナーの利用料は無料とする。ただし、設備利用に当たって必要な消耗品は利用

した利用団体が負担する。

(運営)

第7条 コーナーの運営は、第5条の利用団体と川崎市動物愛護センターが相互に連携を図り、協働で行う。

2 市民が運営に参加することを目的に「川崎市動物愛護センター市民活動コーナー利用団体の会」を設置する。

(登録)

第8条 第5条の利用団体は、事前に次の資料を添えて動物愛護センター所長宛て申請する。ただし、動物愛護センター所長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(1) 新規登録

ア 動物愛護センター市民活動コーナー利用団体登録申請書（第1号様式）（以下「団体登録申請書」という。）

イ 団体規約等

ウ 活動実績資料

(2) 団体登録申請書記載事項変更（代表者氏名、代表者連絡先の変更に限る。）

ア 団体登録申請書

イ 登録事項の変更に係る資料

(3) 登録証再発行

ア 団体登録申請書

(4) 廃止登録

ア 団体登録申請書

イ 動物愛護センター市民活動コーナー利用登録証（第2号様式）（以下「登録証」という。）

2 動物愛護センター所長は、前項第1号に係る新規登録をした団体に登録証を交付する。

(登録の更新)

第9条 利用団体は、毎年度更新を行うものとし、団体登録申請書により動物愛護センター所長あて申請するものとする。

(登録の抹消)

第10条 動物愛護センターは、登録団体が次の各号に掲げる事項に該当した場合、登録団体の登録を抹消することができる。

(1) 第5条で規定する活動が主たる活動と判明した場合

(2) 第9条で規定する登録の更新を、翌年度の5月末日までに行わなかった場合

(3) その他動物愛護センター所長が登録に不相当と判断した場合

(予約)

第11条 コーナーを利用するには、事前に予約を行うものとする。

2 利用の予約は、利用日の属する月の2か月前の1日（閉庁日に当たる場合はその次の開庁日）から直接来所、電話、電子メール又はファクシミリにより行う。ただし、電子メール又はファクシミリによる予約は、動物愛護センター所長が認めた登録団体のみとする。

3 予約の区分は次の2区分とする。

(1) 9時00分～12時00分

(2) 13時00分～16時30分

4 予約は直接来所し、予約表に直接記入したものを優先するものとし、1箇月につき市民協働室最大4区分、研修室最大2区分の予約ができる。

5 登録団体は、利用希望日の当日に予約のない区分があるときは、前4項の規定に関わらず、利用することができる。

(予約の取り消し)

第12条 予約をした登録団体が、その利用を中止する場合、速やかに予約の取り消しを行うものとする。

(コーナーの利用)

第13条 利用団体はコーナーを利用する際に登録証を持参することとする。

(利用制限)

第14条 登録団体は、次の各号に掲げる活動等をコーナーで行ってはならない。

(1) 政治活動及び宗教活動を行うこと。

(2) 物品販売などの営利活動を行うこと。

(3) 寄附募集その他これに類する活動を行うこと。

(4) 他人に迷惑を及ぼす行為を行うこと。

(5) 地域貢献に当てはまらない活動を行うこと。

(6) その他、動物愛護センター所長が不相当と認める活動等を行うこと。

2 動物愛護センター所長は、利用団体が前項各号のいずれかに該当する又はそのおそれがある活動等をした場合には、利用を拒否し、又は退出させることができる。

(庶務)

第15条 コーナーの設置に関する事務は、健康福祉局保健所動物愛護センターで処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則 (30川健動第1121号)

(施行期日)

1 この要綱は平成31年4月1日から施行する。